

掲示期間 3.20-3.29

新潟市亀田市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第19号

新潟市亀田市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市亀田市民会館条例施行規則（平成17年新潟市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「許可申請」を「許可申請等」に改め、同条第2項中「の受付開始日」を削り、「利用開始日」を「利用の日」に、「からとする」を「の日の属する月の初日（その日が条例第3条に規定する休館日（以下「休館日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休館日でない日）から利用開始日までの間に指定管理者に提出しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第5条第2項の規定により会館の利用の変更の許可を受けようとするもの及び条例第8条の規定により会館の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。第3条を次のように改める。

（利用の許可の基準）

第3条 会館の利用の許可は、その利用許可申請書及び新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）による申請が受け付けられた順序によってするものとする。この場合において、2以上の申請が同時に受け付けられたときは、協議又は抽選によるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）

第5条の2 第2条及び前条の規定については、施設予約システムによる会館の利用の許可の申請又は利用の取止めの申出がなされた場合は、適用しない。

2 施設予約システムによる会館の利用の許可の申請は、利用の日の6月前の日の属する月の初日から利用の日の3日前の日までの間に行わなければならない。

3 第4条第1項の規定にかかわらず、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。